

子育て短期支援事業（ショートステイ事業） の運用に係る取扱い

1. 子育て短期支援事業の概要
2. 事業の位置づけ
3. 対象者（利用者の想定イメージ）
4. 利用見込み量
5. 事業実施基準額（国・県補助基準額）
6. 保護者負担額
7. 利用の流れ
8. 利用決定会議（初期アセスメント）

1. 子育て短期支援事業の概要

■根拠法

「子育て短期支援事業」は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業

■用語の意味

児童 児童福祉法第4条に規定する者をいう。

保護者 児童福祉法第6条に規定する者をいう。

■事業の目的（実施要綱:厚生労働省通知）

この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

■実施主体（実施要綱:厚生労働省通知）

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。
なお、市町村が認めた者へ委託を行うことができる。

1. 子育て短期支援事業の概要

■対象者（実施要綱：厚生労働省通知）

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

（ア）児童の保護者の疾病

（イ）育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由

（ウ）出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

（エ）冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

（オ）経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

→ 子ども・子育て会議（H27.7.10）にて、議論

実施要綱に沿った幅広い対象者で実施するように意見が収斂

■利用の期間（実施要綱：厚生労働省通知）

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

1. 子育て短期支援事業の概要

■事業の種類

児童福祉法施行規則第1条の2の6 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業とする。

短期入所生活援助(ショートステイ)事業

★児童福祉法施行規則第1条の2の7に規定する事業

夜間養護等(トワイライトステイ)事業

★児童福祉法施行規則第1条の3に規定する事業

→ 本市では、ショートステイ事業のみを事業の種類とする。

■実施施設（実施要綱：厚生労働省通知）

この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

★児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の4に規定する施設

2. 事業の位置づけ

施設支援

訪問支援

有料

無料

虐待リスク

ショートステイ

支援者: 施設職員
支援内容: 保育代行
対象年齢: 乳幼児～

一時預かり事業

支援者: 施設職員
支援内容: 保育代行

ファミリーサポートセンター事業

支援者: 相互援助
支援内容: 保育代行
対象年齢: 乳幼児～小学生

養育支援訪問事業

支援者: 委託(訪問支援員)
支援内容: 育児・家事援助
対象年齢: 妊娠期～

ホームスタート

支援者: ボランティア
支援内容: 傾聴、協働
対象年齢: 乳幼児

乳児家庭全戸訪問事業

← 公的 民的 公的 →

2. 事業の位置づけ(他施策との関連)

●実施規則第15条関係(他の施策との関係)

■ショートステイ事業の対象者 (実施要綱:厚生労働省通知)

(ア) 児童の保護者の疾病

ファミサポ

(イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、
育児不安など身体上又は精神上的の事由

ホームスタート

養育支援訪問

(ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

ファミサポ

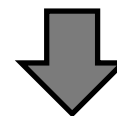
(エ) 冠婚葬祭、転勤、出張や
学校等の公的行事への参加など社会的な事由

ファミサポ

(オ) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

児童相談所

事業の位置づけとして、
特に、必要性の高い項目
(イ)、(オ)



ショートステイ

支援の必要性

ショートステイ

支援の空白

3. 対象者(利用者の想定イメージ)

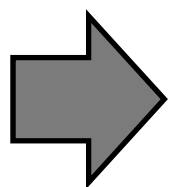
<平成27年度第1回(H27.7/10)会議記録>

子ども家庭相談室の現場から・・・

- 児童養護施設等に措置するまでの深刻な虐待ケースではないが、要保護児童対策地域協議会が取り扱うケースの中には、母子分離等が必要と思われる者がいる。
- 保護者自身が一時的にでも預けたいと思っても、児童相談所による一時保護の支援を使えない場合がある。
- 仕事の関係で、子どもを夜間放置してしまうケースもある。

子ども発達支援センターの現場から・・・

- 発達支援の中で、「自分では育てられないので引き取って欲しい」というような相談がある。子どもの発達課題だけではなく、その保護者の精神的な課題や保護者の発達課題の場合もあり、家族の理解が得られない等で、頼るところが必要と思われる者がいる。



子育て短期支援事業(ショートステイ)を実施することによる効果

- ◆児童虐待に発展するのを、未然に防止できる
- ◆支援が必要な親が、個で抱え込んでしまわない

3. 対象者(利用者の想定イメージ)

(1) 想定される利用事由

<6ページ>

- ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由

<7ページ>

- ・児童虐待に発展するのを、未然に防止できる
- ・社会的養護が必要な市民が、個で抱え込んでしまわない

⇒市の事業としては、身体的・精神的に支援が必要な場合の支援とする。
国の実施要綱ではレスパイトを含められるが、真に、一時的に養育又は保護が必要と認めた場合に限定する。

(2) 他の支援

- ・児童虐待の場合は、児童相談所が対応する。
- ・ファミリーサポートセンター事業や養育支援訪問事業等との連携を図る。
- ・ショートステイ事業以外からの援助が得られる場合を確認する。

3. 対象者(利用者の想定イメージ)

(3) 住所要件

配偶者からの暴力(DV)避難等を想定して、居住する者とする。

(4) 年齢

児童福祉法に基づき、0～18歳未満が事業対象年齢であるが、実施施設等との関係で、利用が叶わない場合も想定される。

(参考)ショートステイ事業の実施を協議している施設の受入年齢 (H27.10月)

児への支援	守山学園 (児童養護施設)	2～18歳
	しみんふくし滋賀 (認可保育所)	0～5歳
	近江八幡市里親会 (ファミリーホーム経由)	主に、3～12歳
母子での支援	コーポのぞみ (母子生活支援施設)	0～18歳

4. 利用見込み量

ニーズ調査を基にした事業実施を検討する際の「見込み量」は、120人程度である。

(平成27年7月10日の子ども・子育て会議にて承認済み)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	118人日	120人日	121人日	122人日	120人日

※人日：年間の延べ利用人数

5. 事業実施基準額(国・県補助基準額)

国・県交付要綱に基づく補助基準額と同額にて実施する。

区分	交付要綱 補助基準額(日額)	
2歳未満児	8,630円	(補助率:国1/3・県1/3)
2歳以上児	4,720円	(補助率:国1/3・県1/3)
緊急保護の母親	1,200円	(補助率:国1/3・県1/3)

6. 保護者負担額

区分	契約額 日額 単価	負担者区分					
		生活保護世帯		住民税非課税世帯		その他の世帯	
		保護者 負担額	公費 負担額	保護者 負担額	公費 負担額	保護者 負担額	公費 負担額
2歳未満児	8,630円	0	8,630円	1,700円	6,930円	4,300円	4,330円
				19.7%	80.3%		
2歳以上児	4,720円	0	4,720円	950円	3,770円	2,350円	2,370円
				20.1%	79.9%		
緊急一時保 護の母親	1,200円	0	1,200円	250円	950円	600円	600円
				20.8%	79.2%		

6. 保護者負担額(住民税非課税世帯)

●住民税非課税世帯のモデルケース

<事例1> 5人世帯 控除対象配偶者＋扶養親族3人(祖母、小1、3歳)

年間所得 1,568,000円 (収入 2,490,000円)

<事例2> 4人世帯 控除対象配偶者＋扶養親族2人(小1、3歳)

年間所得 1,288,000円 (収入 2,090,000円)

<事例3> ひとり親世帯 扶養親族1人(3歳)

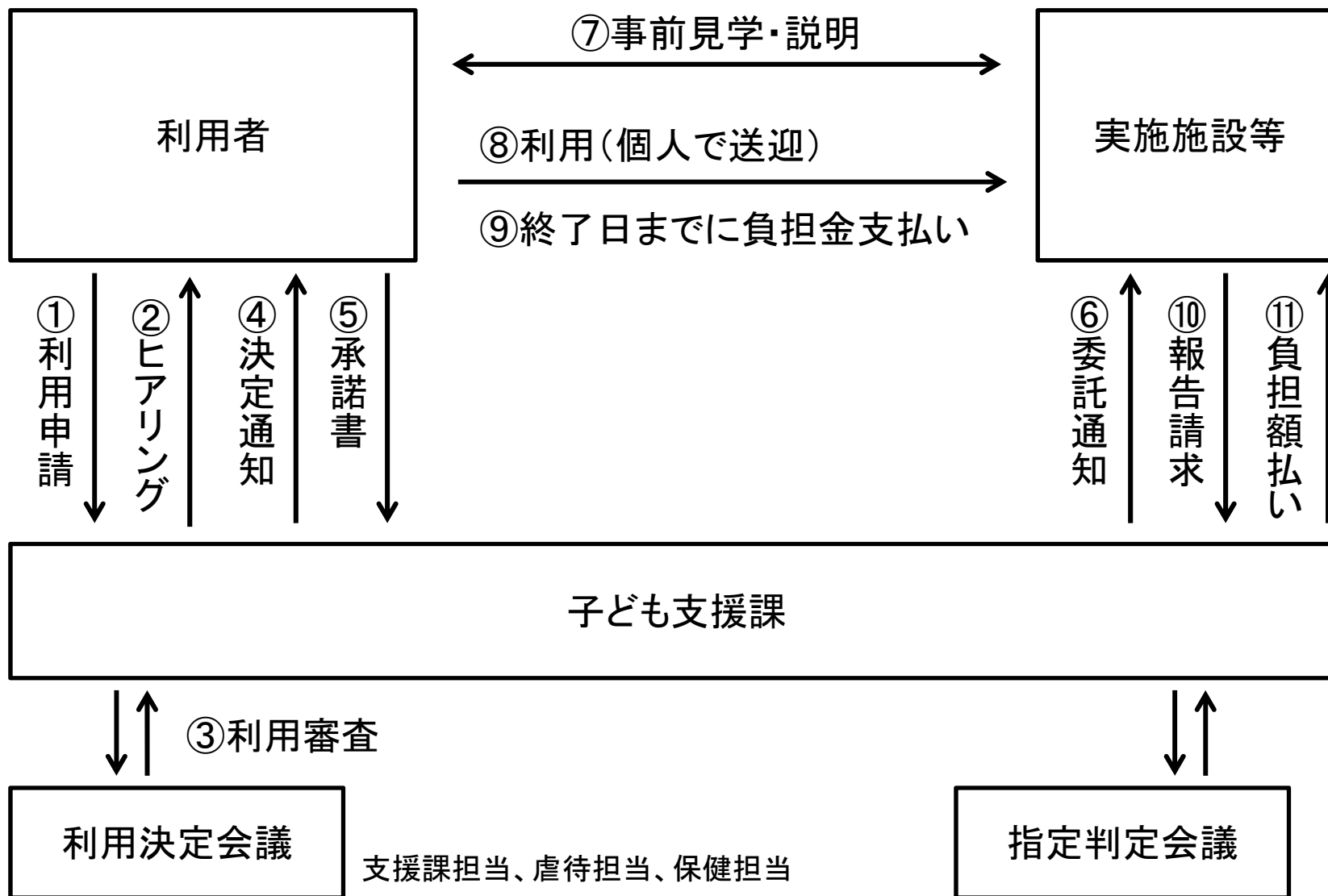
年間所得 1,250,000円 (収入 2,043,000円)

●要保護児童対策地域協議会

要保護・要支援登録ケース数:233人(平成27年12月末現在)

うち、生活保護世帯の割合:約25%(57人:22世帯)

7. 利用の流れ



支援課担当、虐待担当、保健担当

8. 利用決定会議(初期アセスメント)

「対象者(利用者の想定イメージ)」への支援となるよう、下記の必要性を聞き取り、利用決定会議にて、審査・決定を行う。(実施規則第8条関係、利用決定要領)

理由

- ・本当に支援が必要な人に対する支援にするため。
- ・虐待の未然防止としての役割を担うため。

必要性の判断項目

①緊急度

- ・どうしても、今、利用が必要な状況か。
該当事由が切迫しているのか。他の支援を受けられないのか。
- ・サービスの単純なリピートになっていないか。

②不安度

- ・育児に対して、保護者の負担感、不安度は高いのか。
- ・現に又は以前に、要対協の名簿に登録されていたか。

③家族構成

- ・祖父母、親戚等からの支援を受けられない理由が妥当か。

④総合的な判断により必要性が認められた場合